

市町村結婚新生活支援事業費補助金について（新規）

平成28年2月24日

人口問題対策課

1 事業の目的

低所得者を対象に、結婚後の新生活を経済的に支援する施策を講ずる市町村に対し補助する。

- ・ 支援内容 結婚後に居住する住宅に係る経費、引っ越し費用
- ・ 補助率 国 3/4
- ・ 対象世帯 事業開始後婚姻した世帯（世帯所得300万円未満）
- ・ 交付対象限度額 1世帯当たり18万円
- ・ 補助対象 大館市、上小阿仁村、五城目町

2 予算額

21,465千円（ $\text{\textcircled{国}}$ 21,465千円）

$\text{\textcircled{国}}$ ：結婚新生活支援事業費補助金

〔 補助金 21,465千円 〕